

基調講演「職域拡大時代における法曹倫理の新展開」

森際 康友

【はじめに】

司法試験合格者による弁護士人口の増大で日本の弁護士の既存の就職先は飽和状態に達しつつあります。加えて法科大学院定員の削減といった消極的対応は、法科大学院志望者を激減させ、司法関係の人材について質量ともに危機的な状況が生まれつつあります。これを打開する積極的方法として弁護士の職域拡大が叫ばれていますが、遅々として進まない状況です。

が、職域拡大は時代の要請で、その他の方法で健全な司法が育つ見込みはないように思います。職域拡大に成功するためには、これを危機打開の方法と一面的に捉えるのではなく、司法制度改革推進の精神に立ち戻り、泣き寝入りしている人々に手をさしのべ、埋もれている権利を救済すると必然的に伴うものであることを自覚しなければなりません。それ自体が目的ではなく、法曹本来の使命にとって手段であることを再確認して初めて正しく問題を捉えることができると思います。このような考えから、本年度のシンポジウムは「法曹の使命と職業倫理」をテーマとしました。

職域拡大に成功した暁には、これまで想定していなかった職業倫理問題が起こることが考えられます。そのような事態に至ってから慌てることがないようにしなければなりません。この問題意識から、私どもは数年前から「職域拡大時代の法曹倫理」をテーマに毎年この時期に国際シンポジウムを開き、研究を進めています。

昨年 2012 年には、中国の弁護士人口増大の現況とそこでの弁護士倫理問題を報告して頂きました。次に、英米の事情に詳しい日本の弁護士には、新事業体ABSについて論じて頂きました。弁護士業をビジネスとみるこのような動きを受けて、ヨーロッパ大陸ではどのように対応しているのか、をヨーロッパ弁護士評議会の弁護士から報告頂きました。このような動きがまだ現実のものとなっていないわが国については、弁護士人口の増大への職域拡大による対応として、企業内弁護士の現況と課題についてご報告頂きました。一昨年 2011 年には法曹人口増大時代を迎えて久しいヨーロッパにおける弁護士倫理をめぐる基本問題を報告・考察して頂きました。お気づきのように、昨年までは、まだ弁護士の使命としてではなく、弁護士人口増大への対策として弁護士倫理の問題を捉えていました。

弁護士の使命との関連で問題をたてる本年はどのような企画でしょうか。改めてプログラムをご覧頂きながら、このシンポジウムの方法と達成目標をお話したいと思います。今年は、第1部、2部で引き続き職域拡大時代の問題状況で弁護士の使命とその倫理をめぐる問題を探求します。さらに、第3部では、検察官の使命とその倫理、そして検察官養成のあるべき姿について議論を進め

るべきと考え、企画しました。最高裁判所判事を務め終えられて間もない宮川光治先生にはこの趣旨に賛同賜り、開会のご挨拶を頂けることになりました。

【第1部「法曹養成制度と法曹倫理教育」の狙いと進め方】

昨年の中国に引き続き、今年は弁護士人口の増大に関して日本と似たような問題状況にある韓国で、どのような状況把握、対策が行われているのであろうか、制度だけでなく、その運用の現場、課題についてお話を伺おう、ということになりました。具体的には、韓国における弁護士人口の増大の状況と職域拡大によるその対応(企業内弁護士、公務員となる弁護士など)、法曹資格者を輩出する法科大学院制度の運用状況(初年度合格水準を今後に準用することになりそうかどうか等)、弁護士の就職についての現況と見通し、とくに米国で外弁受入を待っている待機組の状況。このような状況を踏まえて、韓国の法曹養成制度改革が弁護士の使命にどのように応えているのか、制度設計の際の予測と現状との比較、といったことがらについて李潤齊先生に報告頂きます。

引き続き李先生に、法曹倫理の研究教育状況についてお話し頂きます。法曹倫理の司法試験科目としての実施方法・主体のほか、その対策として法科大学院ではどのような教育が行われているか、また市販されている教科書類、予備校の授業、その他。また、弁護士の不祥事とその懲戒・弁護過誤訴訟の状況、弁護士会での研修制度その他の対策等、弁護士倫理をめぐる具体的なお話と制度運用上の課題についても伺います。

これを受けて、一橋大学の松本恒雄先生に法曹養成をめぐるわが国の状況をデータに基づき明確にして頂き、とくに予備試験制度の問題性を指摘の上、法科大学院制度の今後を予測して頂きます。これら2報告を受けて、宮澤節生先生が、ご自身の活動に基づき自説を開陳、その上で、李、松本先生に質問されます。宮澤先生ご自身が未来予想図を提示されますので、活発な議論が予想されます。舵取りは、司会の大武和夫先生に託されます。

【第2部「企業不祥事における第三者委員会と弁護士倫理」の狙いと進め方】

昨年は、職域拡大の新たな領域として企業内弁護士に焦点を当てました。今年は、カナダを代表するロースクールの一つであるオズグッドホールからローン・ソッシン(Lorne Sossin) 院長を招き、弁護士がアドホックな第三者委員会に就任した場合における委員の独立性と弁護士倫理をめぐる問題、すなわち、独立性を重視する公務員的な倫理と依頼者に忠誠を尽くす伝統的な弁護士倫理の相剋とそれへの対応についてご報告頂きます。

確かに、職域拡大という観点からは、自分の地位を確立した弁護士が第三者委員を引き受ける文脈というのは大きな意味を持ちません。永久就職でもなければ、報酬という点からも魅力的というわけではなさそうです。しかし、今後、公務員など独立性・公益性を要求される職場に着く若い弁護士が職位が要求する独立性と自分が学んだ弁護士倫理の関係を整理しようと思うと、良きにつけ悪しきにつけ、すでに実例が集積しつつあるこの領域は弁護士倫理の問題を考えるための素材

の宝庫であります。とくに、これを第三者委員とよく似た立場に立つ公認会計士の倫理と比較すると、多くを学ぶことができます。両専門職ともに、依頼者から報酬を受けつつも、依頼者に対する調査にあたり強い独立性を要求されるからです。

山口報告は、日本では第三者委員会におけるどのような問題が日弁連をしてガイドライン策定に向かわせたのか、その他、第三者委員会委員となった弁護士をめぐる課題について論じます。特定質問者の染葉真史先生には、公認会計士の立場から独立性問題についてお話し頂き、ソッシン、山口の2報告についてコメントしつつ、企業不祥事の第三者委員会運営について示唆を与えて頂ければ、と考えております。第2の特定質問者である浜辺陽一郎先生は、ソッシン、山口、染葉先生の議論から重要な論点を選び出し、検討されます。とくに、守秘義務の問題を取り上げ、弁護士の伝統的な忠実義務と第三者委員としての公益奉仕義務との具体的な相克について解決を提案されます。これらの報告や質問・コメントが活発な議論を呼び起こすことを期待します。このセッションは高中正彦先生が議長として、議論を有益な方向に導いてくださいます。

【第3部「検察官の使命とその職業倫理の課題」の狙いと進め方】

ご承知のように、日本では証拠の改竄という起こってはならない検察官の不祥事が起こってしまいました。その影に隠れがちですが、その上司が情報を特捜部の外に上げず、検察の監督システムを機能不全に陥らした点が検察官倫理の観点からするときわめて問題です。が考えようによっては、検察官不祥事は、その倫理を議論し発展させる絶好の機会を提供してくれました。にもかかわらず、「検察の理念」発表後、取調べの可視化運動を除けば、日弁連を含めて目立った対応がありません。より理論的なレベルで検察官倫理を議論する流れを絶やしてはいけないと考え、この第3部を企画した次第です。

明日24日には、この会議のためにアメリカでの検察官倫理調査を中断して帰国される村岡啓一先生に、調査報告をお願いします。次に、わが国の検察官倫理に関して、法科大学院で最低限教育すべき内容を定めた共通的な到達目標(いわゆるコアカリ)を補充する補案づくりを関係者とともに進めておりおますが、その研究成果を後藤昭先生が発表します。最後に、台北弁護士会長を務められ、司法改革財団を通して台湾における法曹倫理の振興の立役者となっておられる黄瑞明先生に、台湾における検察官をめぐる倫理問題をご紹介頂きます。これらを受けて、法曹倫理の分野でおそらく最も未発達な検察官倫理について議論する枠組みを、議論を通して共に見出していきたいと存じます。その枠組みに向けての最終的な纏め方については、司会の笠井治先生に臨機応変に対応して頂くことになります。

— * — * — * —

これらの議論を通して、弁護士と検察官の専門職倫理を具体的かつ理論的に考察し、わが国をはじめ、韓国や台湾、カナダでの法曹養成過程における法曹倫理教育が強固な理論的基盤を持ち、法曹倫理が学問として自律していく契機となれば、それは望外の幸せです。